7新食第686号
令和7年6月6日

一般社団法人全国スーパーマーケット協会
会長　横山　清　殿

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）

米飯類を始めとする食品ロス削減推進の徹底について

我が国においては、年間 472 万トンの食品ロスが発生していると推計されており、これを削減することが重要な社会的課題となっています。

今般、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針を新たに策定するとともに、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成十三年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第四号）を改正し、食品小売事業者については、従来からの食品の売れ残りを減少させるための工夫を行うことに加え、発注を早期に行うことなど、取引先の食品関連事業者における食品廃棄物等の発生の抑制に資する取組の実施に努めることとされたところです。

また、現下の米価高騰を受け、随意契約による政府備蓄米の売渡し等を進めている中、おにぎりや弁当等の米飯類が廃棄されるのは社会的に看過できない状況となっています。

つきましては、この内容についてご了知いただきますとともに、サプライチェーンを通じて米飯類を始めとする食品の廃棄を最小限にすることを目指し、以下の取組に関し、改めてその実施を徹底して行っていただくようお願いいたします。

① 天候・販売実績などのデータに基づく需要予測の精度を高めるとともに、製造事業者における食品ロスの発生を抑制するよう、リードタイムを十分に確保するなど、適正な発注を行うこと。

② 賞味期限内であるにもかかわらず消費者への販売に至らない食品は、フードバンクに寄附すること。なお、提供に要する経費は損金算入も可能となっている旨付言します。

③　食品ロス削減について、消費者の理解を広く進めるために、それぞれの取組を広く公表すること。

（添付資料）
・食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針
・食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令　新旧対照表